

論 説

インターネット・オークションは オークションか？

木 原 浩 之

目次

1. はじめに
2. オークションの歴史・種類・契約構造
3. イギリス法における議論状況
4. 日本法における議論状況
5. 結語

1. はじめに

(1) 問題意識

近時、わが国でも「インターネット（オンライン）・オークション」をめぐる裁判例が登場し¹⁾、それに伴い、この新規の取引形態に関する研究が増えている²⁾。特に、「インターネット」または「ネットビジネス」の特性に注目が集まり、最近では「ネット運営業者のシステム責任」のあり方、すなわち、インターネットにおける「場の提供者（デジタル・プラットフォーム）」がいかなる範囲で責任を負うのかという問題が盛んに議論されている³⁾。

他方、欧米諸国においては、ネットオークションの法的位置づけを、伝統的オークション（公開オークション）との連続性において捉える傾向がある。とりわけ、サザビーズやクリスティーズといった二大オークションハウスを有するイギリスでは、EU指令を含む⁴⁾、新規の消費者法を履行（国内法化）する過程で「インターネット・オークションはオークションか？」という問いをめぐる議論が展開されてきた。そこでの最大の争点は「消費者保護の適用可能性」にある。伝統的オークションにおいては各種の消

(2) インターネット・オークションはオークションか？

消費者保護法は適用されない。ネットオークションを伝統的オークションと同様に捉える見解によれば同じ帰結（すなわち、消費者保護法の不適用）となるが、両者を異質の取引と捉える見解においては、異なる帰結（すなわち、消費者保護法の適用）を導くことになる。

「オークション」とは売買契約の一形態であり、契約法、売買法、また、それを補完、修正する各種の消費者法の枠組みの中で位置づけるべきものである。近時のイギリスでも、ネットオークションを伝統的オークションと区別して考える見解が有力である。しかし、それはあくまでも伝統的オークションとの比較検討によって至った結論である。わが国では、このような視点は余り意識されていないと思われるため⁵⁾、イギリスにおける議論を中心に、わが国のネットオークションの規律のあり方につき示唆を得るも

1) ネットオークションをめぐる裁判例として、まず登場したのが、①東京地判平成16年4月15日判時1909号55頁である。これは出品者・落札者間の争いであり、ネットオークションで中古自動車を落札したXが、出品者Yに対して、当該自動車の損傷が、民法（旧）570条の「隠れた瑕疵」に該当するかが争われ、裁判所は修理費用3万円を損害賠償として認容した。次いで、ネットオークション利用者間の商品未着トラブルにつき、運営事業者の責任に初めて言及した裁判例として、②神戸地判姫路支部平成17年8月9日判時1929号81頁がある。ネットオークションでデジタルカメラを落札したXが出品者Aに代金を支払ったが、Aから当該カメラの交付を受けられなかったため、Xはネットオークション事業者Yに、Aの信用調査を怠り、又は不適切な出品を防止する義務に違反したとの理由で不法行為に基づき9万円余の損害賠償を請求した事案である。裁判所は、Yがそのような義務を負うものとは認められないとして、Xの請求を棄却した。他にも運営事業者の責任に言及した裁判例として、③名古屋地判平成20年3月28日判時2029号89頁、名古屋高判平成20年11月11日裁判所ウェブサイトがある。Yの提供するインターネットオークションサイトを利用して、商品を落札し、その代金を支払ったにもかかわらず、商品の提供を受けられないという詐欺被害にあったXらが、Yの提供するシステムには、契約及び不法行為上の一般的な義務である詐欺被害の生じないシステム構築義務に反する瑕疵があるとし、Yに対し損害賠償を求めた事案である。第一審は、Yには時機に即して相応の注意喚起措置をとるべき義務を負うべきところ、そのような措置をとっていたと認めるのが相当であるとしXらの請求を棄却した。第二審も原判決を相当とし控訴を棄却した。

のとする。

(2) 検討の対象と手順

以下では、まず、前提的な理解として「オークションの歴史・種類・契

2) 河野俊行「インターネットオークションの法的分析(1)(2・完成)民商法の観点から」NBL730号13頁、733号70頁(2002年)、右近潤一「外国判例研究 インターネット・オークションにおける売買契約の締結とその効力」同志社法学54巻1号312頁(2002年)、辻巻健太「インターネット・オークションと古物営業法の改正」判タ1106号4頁(2003年)、沖野眞已「インターネット取引-消費者が行うインターネットによる商品の購入契約-」『二世紀 判例契約法の最前線』(判例タイムズ社、2006年)、磯村保「インターネット・オークション取引をめぐる契約法上の諸問題」民商法133巻4-5号684頁(2006年)、池田秀敏「インターネット・オークションにおける諸問題-名古屋高等裁判所平成20年11月11日〔控訴審〕判決-」信州大学法学論集13号197頁(2009年)、松本博「インターネットオークションにおけるサイト運営者の責任」久留米大学法学64号77頁(2010年)、弘中絵里「インターネットオークションをめぐる消費者問題」現代消費者法18号(2013年)、渡邊拓「インターネットオークションにおける暴利行為と契約責任-ドイツ連邦通常裁判所2012年3月28日判決を素材として」横浜国際経済法学21巻3号81頁(2013年)、渡邊拓「インターネットオークションにおける公序-近時のドイツの裁判例を素材として」横浜法学26巻3号81頁(2018年)など。

3) 金山直樹「ネット販売におけるサイト運営者の責任」Law & Technology 42号43-45頁(2009年)、齋藤雅弘「通信販売仲介者(プラットフォーム運営業者)の法的規律に係る日本法の現状と課題」消費者法研究第4号105頁(2017年)、千葉恵美子「電子商取引をめぐる取引環境の変化と今後の消費者法制の課題-デジタル・プラットフォーム型ビジネスと取引法」消費者法研究第5号63頁(2018年)、中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」ジュリスト1558号(2020年)をはじめ、最近では、デジタルプラットフォームに関する特集も多く組まれている。「特集：デジタルプラットフォームをどのように受け入れるべきか」現代消費者法46号(2020年)、「特集：デジタルプラットフォームと消費者の保護-消費者法における新たな法形成の課題-(日本消費者法学会第13回大会資料)」現代消費者法48号(2020年)、「特集：プラットフォーム規制の現在地」ジュリスト1545号(2020年)、「特集：デジタル・プラットフォームと消費者保護(1)」消費者法研究8号(2020年)など。

(4) インターネット・オークションはオークションか？

約構造」について言及する(2.)。次いで、伝統的オークションとネットオークションを連続的に捉えるという本稿の問題意識に照らして、落札者(買主)側の落札前の撤回権また落札後の解除権に焦点を置く。というのも、オークションには「契約の成立」について特有のルールがあり、とりわけ、消費者保護の観点から、ネットオークションにおいて落札者の撤回権や解除権を許容することはそのルールの根幹を揺るがしかねない問題を内包しているためである。冒頭で触れた、イギリスにおけるEU指令の国内法化をめぐる議論もこの撤回権・解除権に焦点が置かれており、この問題を中心として「イギリス法における議論状況」を考察し(3.)、それを踏まえて、「日本法における議論状況」を検討する(4.)。最後に、以上の検討を踏まえて、「インターネット・オークションはオークションか？」という問いに対して私見を提示して結語とする(5.)。

2. オークションの歴史・種類・契約構造

(1) 伝統的オークション

リアマウント著『オークションの歴史』は、イギリスでオークション業に長年携わった著者が2500年に及ぶオークションの歴史に焦点を当てた著名な専門書である⁶⁾。本書に基づきながら、商取引の一つとして発展してき

4) なお、2016年国民投票に基づくイギリスのEU離脱(Brexit)により、同国ですでに国内法化されたEU法の効力が自動的に失効される恐れは少ないとの指摘がある。島田真琴「21世紀におけるイギリス契約法の変容とEU離脱」慶應法学36号79頁(2016年)116頁によれば、「イギリス契約法の一部となったEU法のうちでは、EU指令に基づいて制定された1993年代理商規則、2008年不公正取引消費者保護規則(2014年の改正規則を含む)及び2015年消費者権利法が重要だが、イギリス政府及び議会は、EU離脱後も、これらの法律及び規則の効力を維持するように思われる。不公正な契約条項や取引から代理商や消費者を保護すべきという要請は、EU離脱とは無関係な問題であり、EU離脱によってイギリスが従来の法制を変更すべき理由は見当たらない。」。

5) わが国でも、「主催者・参加者間」また「出品者・落札者間」の法的関係につき、伝統的オークションとネットオークションとを比較して論じるものとして、河野・前掲注(2)730号14頁以下、733号70頁以下がある。

たオークションの歴史を概観しよう。

(a) 伝統的オークションの歴史

オークションについての最古の文献は、ヘロドトスの『歴史』の中で紀元前500年頃のバビロニア人の慣習として「花嫁競売」の記録がある⁷⁾。古代ローマにおいてもローマ人が商取引にオークションを利用していたのは確かであり、「オークション」(auctions)という言葉の語源もラテン語で「増加」を意味する「オークチオ」(auctio)からの派生語である⁸⁾。家具や所有物を売るのにオークションがよく利用され⁹⁾、また、ユスティニアヌス法典には差押物件としての不動産のオークションによる処分方法についての記録が残されている¹⁰⁾。これに対して、他の古代文明ではオークションはほとんど知られておらず¹¹⁾、また、ヨーロッパにおいても、中世の時代は記録の空白部分となっている¹²⁾。

イングランドでは15世紀末期にはオークション制度が利用されていたようだが、より確かな資料が手に入るのは17世紀に入ってからである¹³⁾。17世紀には、三角貿易により競売会社が勃興期を迎える。第一に、アメリカ大陸等に黒人奴隷が働き手として大量に定期的に送られ、その配分を速やかに効率的に行う手段としてオークションが用いられた¹⁴⁾。第二に、東インド会社が輸入した商品の販売をオークションで行うことが法令で定められ、植民地商品は殆どがオークションで売り捌かれた¹⁵⁾。18世紀に入

6) Brian Learmount, *A History of the Auction* (Barnard & Learmount, 1985). 本書については日本語訳として、ブライアン・リアマウント (監訳: 中村勝) 『オークションの社会史- 人身売買から絵画取引まで -』(高科書店、1993年) も出版されている。

7) Id. at 5-6. リアマウント・前掲注 (6) 8-9頁。

8) Id. at 6. リアマウント・前掲注 (6) 9頁。

9) Id. at 7. リアマウント・前掲注 (6) 11頁。

10) Id. at 14. リアマウント・前掲注 (6) 12頁。

11) Id. at 11. リアマウント・前掲注 (6) 16頁。

12) Id. at 11. リアマウント・前掲注 (6) 16頁。

13) Id. at 16. リアマウント・前掲注 (6) 21頁。

14) Id. at 30. リアマウント・前掲注 (6) 44頁。

(6) インターネット・オークションはオークションか？

るとロンドンでオークション業が急速に成長し、現在の二大オークション会社もこの時期に誕生する¹⁶⁾。書籍オークションから始まったサザビーズ (Sotheby's) は1745年から創業し、美術品オークションを手掛けるようになるクリスティーズ (Christie's) は1766年に創業を開始するが、その頃のロンドンには約60の競売会社が存在したという¹⁷⁾。19世紀には産業革命による工業生産の拡大、それに伴う中産階級の出現により装飾品、輸入贅沢品、美術品などの消費需要が高まり、19世紀半ばまでには数多くの地方競売会社が出現するに至る¹⁸⁾。

20世紀に入ると世界中でオークションを利用して売られる多様な商品やそれに従事する競売人の数が増大した¹⁹⁾。大恐慌と二つの世界大戦を経て、イギリスでは1949年には競売会社に対する規制緩和がなされ、競売会社にライセンス取得を義務づけていた1845年競売会社法が廃止されることとなり、誰もが競売人になる途が拓かれた²⁰⁾。20世紀後半になると、美術品市場におけるイギリス2大オークションハウスの優位性が確固たるものとなり、とりわけ報道メディアやテレビといった媒体を通じて、華やかで大がかりなイベントとしてオークションが注目されていくことになる²¹⁾。

(b) 伝統的オークションの種類

オークションの方法については歴史的に様々な変遷が見られるが、ここでは主要な方法について紹介しておく。伝統的なオークション制度を発展させてきたイギリスでは、17世紀までは「キャンドル方式」の競売方法が一般的に用いられてきたが、その後は「競り上げ値付け方式」(イギリス式)が定着することとなる²²⁾。これ以外にも、オランダで採用されてきた「競り下げ値付け方式」(オランダ式)²³⁾、東京築地の魚市場で使用されてきた「同時競り合い方式」(日本式)²⁴⁾、その他にも多種多様なオークション方法

15) Id. at 31. リアマウント・前掲注 (6) 44頁。

16) Id. at 47. リアマウント・前掲注 (6) 71頁。

17) Id. at 48. リアマウント・前掲注 (6) 73頁。

18) Id. at 58. リアマウント・前掲注 (6) 91-92頁。

19) Id. at 139. リアマウント・前掲注 (6) 207頁。

20) Id. at 151. リアマウント・前掲注 (6) 225頁。

21) Id. at 153. リアマウント・前掲注 (6) 227-228頁。

が存在するが、伝統的オークションの主流は、昔も今も「競り上げ値付け方式」である。本稿においてもこの方式を採用するオークションを念頭に議論を進めていく。

(c) 伝統的オークションの契約構造

伝統的なオークションは三面契約から成り立っているところに特徴がある(下記【図1】参照)。

まず、競売人Aと委託者(売主)Bとの間で締結される委託契約においては、競売人Aは売主であるBの代理人として行動する。取り扱われる目的物が美術品やアンティークであることが多いため、競売人AはBの出品物を預かり、オークション開催までにそれを保管し、その間に出品物の出自や真贋を含めた鑑定、それを踏まえたカタログ作成、またカタログには最適価格の提示や最低落札価格の有無について記載することが求められる。その際、競売人Aは専門家として高度な信認義務また注意義務を負うとされる²⁵⁾。競売人Aはこれらのサービス提供の対価として、後にオークションによる売買契約が成立することを条件に、売主から落札額に応じた手数料(落札価格の1割程度)を請求する。

次に、競売人Aが不特定多数の参加者に向けてオークション開催の広告

22) キャンドル方式とは「1インチの長さのろうそくの火を灯し、炎の消える直前に最後に値をつけた者が購入者になる」というものだったが (Id. at 17. リアマウント・前掲注(6) 23頁)、「明らかに時間がかかる」という欠点があり (Id. at 18. リアマウント・前掲注(6) 24頁)、18世紀後半になると、「連続的に価格を釣り上げていく競売方法」がイギリス式として定着するに至る (Id. at 20. リアマウント・前掲注(6) 26頁)。

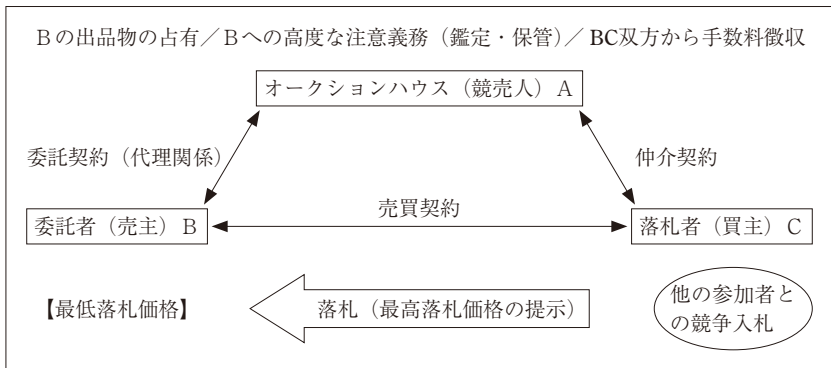
23) オランダ式では、「セリ人は、一定の間隔をおいて少しずつ値を下げ、居並ぶ値付け人の一人が買うというまで大声で叫びつづける。そして最後にセリ人は、落札者の名と落札値段を告知する。」(Id. at 129-130. リアマウント・前掲注(6) 195頁)。

24) 日本式では、「値付け人は、単位当たりの価格を表す指し指(ハンド・シグナル)でセリ値を示す。値付け人は全員セリ人の合図で同時に各自のセリ値を示し、セリ人は、それぞれのセリ値を読みとり、誰が最高セリ値提示者かを決定する。」(Id. at 130-131. リアマウント・前掲注(6) 197頁)。

(8) インターネット・オークションはオークションか？

やカタログ送付などを行い、ある特定の時間と場所に集った参加者との間で、競売人の主導・立会いの下で競争入札が行われる。そこで事前にBが設定した最低落札価格を上回る最高落札価格を提示した者Cが落札者となる。その落札された時点で、BとCの間では当該落札代金に基づく当該出品物に関する売買契約が締結される。一般的に、出品物の引渡しはAからCに、落札代金もCからAを介してBに支払われる。また、落札者Cと競売人Aの間では当該オークションの仲介契約が成立し、競売人Aは落札者Cからも同様に落札額に応じた手数料を請求する。

【図 1】



25) 伝統的なオークション・ハウスの競売人の各種義務や専門家責任を論じたものとして、Anne Laure Bandle, *The Sale of Misattributed Artworks and Antiques at Auction* (Edward Elgar Publishing, Inc., 2016) がある。同書では、専門家たる競売人が美術品の属性（作成者や由来など）を正しく判断できなかった結果、当該美術品が過小評価された価格設定でオークションにおいて売買されるという、いわゆる「スリーパー売買」（the sale of sleepers）の問題を中心に取り上げるが、その過程で、競売人の専門家としての各種義務につき、スイス法、イギリス法およびアメリカ法との比較検討を通じて、包括的な検討を加えている。

なお、島田真琴『アート・ロー入門 美術品にかかわる法律の知識』（慶應義塾大学出版会、2021年）99頁以下では「オークションハウスの活動と責任」の章が設けられている。

(2) インターネット・オークション

(a) 代表的なネットオークション事業者

1990年代以降、インターネットを通信媒体として利用したネットオークションサイトが登場する。世界的に有名なのがアメリカ合衆国カリフォルニア州に本社を置く、1995年に創業した「eBay」である。日本では、ヤフージャパンが1999年に「Yahoo!オークション」(以下、ヤフオク)のサービスを開始した。日本の利用者はヤフオクに集中しているためか、eBayは2001年に日本へ進出するも1年で撤退している。また、かつては「楽天オークション」も存在したが、こちらは2016年にサービスを終了している。

(b) 主な特徴と傾向

これらのネットオークションにおいても「競り上げ値付け方式」が採用されている。近年、Amazonに代表される固定価格で素早く購入できるネットショッピングに押され気味であり、最近では、ネットオークションサイトでも、オークションとショッピングの併用が増加傾向にある。

例えば、下記の【図2】は、eBayのサイトに見られる画面のイメージだが、左側の腕時計には、Buy It Nowの表示があり、ネットショッピングの形式で出品されている。固定価格3万円と送料3千円を支払う意思があれば、即時にこの腕時計を購入することが可能である。それに対して、右側

【図2】

	
<p>Antique Watch JPY 30,000 Buy It Now + JPY 3,000 shipping</p>	<p>Victorian Pocket Watch (Gold) JPY 115,833 17 bids 6d 10h + JPY 1,900 shipping</p>

(10) インターネット・オークションはオークションか？

の懐中時計はネットオークションの形式で出品されている。現時点でこの懐中時計には17の入札があり、日本円で11万5833円の値が付いている。この懐中時計を落札したければ、オークションが締め切られるまでに（残り6日間と10時間）、現在の表示価格を上回る金額を入札して競り続ける必要がある。

下記の【図3】は、ヤフオクのサイトに見られる画面のイメージである。左側の腕時計は完全なオークションによる形式で出品されているのに対して（現在8910円、入札数3、残り6日間）、右側の懐中時計はオークションとショッピングの両方の形式が採用されている。すなわち、オークションの締切まで残り2日だが、現時点でこの懐中時計には47の入札があり、現在62410円の値が付けられている。残り2日の間に、現在の表示価格を上回る金額を入力して入札ボタンを押して競り合うか、それとも、価格185000円と表示されている即決ボタンを押せば、オークションの終了を待たずに即時にこれを購入することができる。

【図3】

	
アンティーク腕時計 現在 8,910円 入札 3 残り 6日 送料無料	懐中時計 ビクトリア期 ゴールド 現在 62,410円 即決 185,000円 入札 47 残り 2日

(c) ネットオークションの契約構造

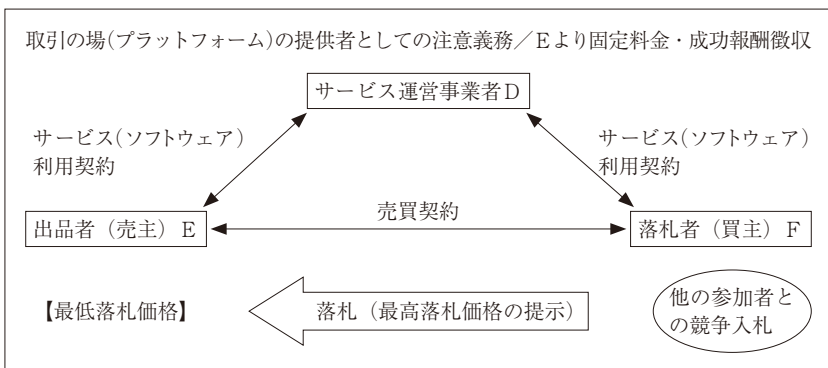
ネットオークションにおいても、伝統的オークションと同様に三面契約から成り立っているが（下記【図4】参照）、伝統的オークションと決定的

に異なるのは、ネットオークションを開催するサービス運営事業者Dが「取引の場（プラットフォーム）」を提供しているに過ぎないという点である。従って、事業者Dは、出品者Eとの関係においては当該出品物の保管や鑑定、価格設定などには関与しない。それらは全て出品者Eの裁量に委ねられ、また当該出品物に関わるオークションの開始・終了時点や諸々の諸条件についても出品者の判断に拠る。後述するように、ネットオークションを伝統的オークションと区別する立場は、この相違点をその区別する論拠としている。

事業者Dが取引の場を提供し、出品者Eの出品によりオークションが開始されると、その出品物をめぐる競争入札が始まる。そこで事前にEが設定した最低落札価格を上回る最高落札価格を提示した者Fが落札者となる。そして、落札された時点で、出品者Eと落札者Fとの間では当該落札代金に基づく当該出品物に関する売買契約が締結される。この競争原理に基づく価格決定のメカニズムは伝統的オークションと同じである。後述するように、ネットオークションを伝統的オークションと同一視する立場は、この共通点を同一視する論拠としている。

契約締結後の出品物の引渡しや代金支払いについては、売買契約当事者間であるE F間で行われる。なお、ネットオークションの場合には、事業者Dと出品者E、事業者Dと落札者Fとの間でそれぞれにサービス利用契約が締結されるが、ネットオークションの場合には、事業者Dが落札者F

【図 4】



(12) インターネット・オークションはオークションか？

から手数料等を請求することはなく、もっぱら出品者Eに対して出品に際しての固定料金および売買成立を条件とした成功報酬を請求するに留まる。

3. イギリス法における議論状況

(1) イギリスにおけるオークション規制

(a) 物品売買法

「1893年物品動産売買法」(Sale of Goods Act 1893)は、従来の物品(動産)売買に関する判例法を法典化したものである。現在のイギリスには、一定の範囲で消費者保護を目的として改正された「1979年物品売買法」(Sale of Goods Act 1979)が存在する²⁶⁾。1893年法の第58条と1979年法の第57条には、それぞれ「オークション売買」に関する規定があり、規定の配列や文言に若干の相違が見られるが、同一の内容といえるので、ここでは1979年法の第57条を紹介しよう。

第57条〔オークションによる売買〕：

- (1) 物品が売買のためにロットに分かれてオークションに出されるときは、各ロットはそれぞれ別個の売買契約の目的物であると推定する。
- (2) オークションによる売買は、競売人がハンマーの落下または他の慣習的な方法でその完了を表明したときに完了する。そのような表明がなされるまでは、入札者は自らの入札を撤回することができる。
- (3) オークションによる売買は、最低落札価格または最低売値の対象となることが通知される場合があり、また、入札権は売主によってまたは売主を代理する者に明示的に留保される場合がある。
- (4) オークションによる売買が、売主または売主を代理する者によって入札権の対象であると通知されていない場合は、売主が自ら入札すること、または当該売買で入札する者を雇うこと、または競売人が当該売主またはそのような者からの入札であることを知りつつ受けることは有効ではない。
- (5) 上記の第4項に違反する売買は、買主によって詐欺的なものとみなされ

26) 1979年物品売買法は、その後、「1994年物品売買および供給に関する法」(Sale and Supply of Goods Act 1994)と「1994年物品売買(改正)法」(Sale of Goods (Amendment) Act 1994)によって改正を加えられている。

る場合がある。

- (6) オークションによる売買に関して、入札権が明示的に留保されている場合には（この場合に限る）、売主または同人を代理する者はオークションに入札することができる。

同条は、同法における唯一のオークションに関する規定であり、オークションに固有の契約の成立について定めたものである。とりわけ、第2項で、オークション売買は「競売人がハンマーの落下または他の慣習的な方法でその完了を表明したときに完了する」とあり、これはオークションに特有の契約の成立についての規定である。また、第3項でいう「最低落札価格」(reserve price)とは、出品者たる売主がオークション開始前に予め設定しておく最低価格のことであり、この場合に、当該価格を下回る入札金額でオークションが完了したときには、当該オークションの契約は不成立ということになる。

以上のように、①競り上げ値付け方式を採用した上で、②競売人が特定の方法で契約の成立時点を確定し、そして、③出品者が予め最低落札価格を設定しておくことがある、というのがオークションにみられる価格設定のメカニズムである。

(b) 1977年不公正契約条項法

イギリスでは、伝統的に不当条項規制の問題は個別的な立法によって対処されてきたが、その中でも重要な役割を担ってきたのが「1977年不公正契約条項法」(Unfair Contract Terms Act 1977, UCTA)である²⁷⁾。

同法12条2項では「オークションまたは競争入札による売買において、

27) UCTAは、3部構成を採り、合計32の条文、4つの付則から構成されている。

同法の適用範囲は、消費者契約、事業者契約、雇用契約および私的な契約など、あらゆる契約に及ぶが、その規律対象は、免責条項・責任制限条項に限定されている。同法の下では、特定の免責条項は絶対的に無効となるが（2条1項、6条1項、6条2項、7条2項など）、それ以外の条項は同法11条の「合理性」(reasonableness)の要件を満たさない場合にのみ無効とされる（2条2項、3条、6条3項、7条3項、8条など）。合理性の要件を満たすか否かを判断する際には、同法の付則2で明記された事項が考慮される。

(14) インターネット・オークションはオークションか？

買主はいかなる状況においても消費者として取引する者とはみなされない」と規定されている。これは、オークション売買を消費者取引とは扱わず、その買主を消費者とはみなさず、より具体的には、当該買主は物品の品質等に関する「黙示の保証」による保護を受けないことを意味する²⁸⁾。なお、同趣旨の規定は、1979年物品売買法にも盛り込まれるに至った²⁹⁾。

以上のように、伝統的にイギリス法の下では、オークション売買を消費者取引としては扱わず、オークションにおける買主は消費者としては保護を受けないことが前提にあったが、物品売買法や不正条項法が想定していたのは伝統的な公開オークションである³⁰⁾。問題は、同様の考え方がネットオークションにも当てはまるかどうかであり、この点が以下で述べるEU

28) 同法の6条2項では「消費者として取引する者に対し、次の各号に基づく債務の違反に対する責任はいかなる契約条項によっても排除又は制限することはできない。」とし、その(A)号で「1979年法第13条、第14条または第15条(物品が説明書もしくは見本と合致していること、または物品の品質もしくは適性が特定の目的に適合することについての売主の黙示の保証)」が挙げられている。

29) 1979年物品売買法の第55条〔黙示的条項の排除〕によれば、売買目的物の品質保証の保護が強化され、本法における黙示的条項を排除する約款その他の契約を無効とする。その4項によれば、「物品売買契約において、消費者売買(consumer sale)の場合に上記の第13条〔品書による売買〕、第14条〔品質または適合性に関する黙示的条項〕また第15条〔見本による売買〕の全部または一部の規定を排除するいかなる条項またいかなる他の契約も無効とする…」。だが、第55条7項の「消費者売買」の定義規定には「オークションによる売買を除く」と規定されている。

30) その後、UCTA12条2項は、「2002年消費者に対する物品売買および供給に関する規則」(Sale and Supply of Goods to Consumers Regulations 2002)に基づいて改正され、「(2) 但し、以下の場合にはいかなる状況においても消費者として取引する者とはみなされない。(A) 同人が個人であり、当該物品が公開オークションで売却された中古品であり、そこに個人で直接売買に参加する機会がある場合。(B) 同人が個人ではなく、当該物品がオークションまたは競争入札により売却される場合。」と規定されている。(A)号によれば、「オークション」は「公開オークション」に限定されてこととなり、従って、個人がインターネット・オークションに参加した場合は「消費者として取引」するものと扱われるように思われる。

指令の国内法化において争点となった。

(c) 2000年消費者保護（隔地者間売買）規則

イギリスでは、「1997年隔地者間売買EC指令（以下、1997年指令）」（Directive of the European Parliament on the protection of consumers in respect of distance contracts, DSD）を履行（国内法化）するために、「2000年消費者保護（隔地者間売買）規則（以下、2000年規則）」（Consumer Protection (Distance Selling) Regulations 2000）が制定された。同指令は、通販、電話、電子メール、キーボードまたはタッチスクリーン付きのビデオテキスト（マイクロコンピュータやテレビ画面）、あるいはテレビ（テレショッピング）による、または、消費者と供給者が同時に物理的に存在することができないあらゆる手段による遠隔の売主に、特定の要件や手続上の方式を遵守することを要求する³¹⁾。そして、同指令6条1項において「遠隔地契約の場合、消費者は、違約金や理由なしに契約から撤退（withdraw）するために、少なくとも7営業日の期間を有するものとする。撤回権の行使のために消費者に唯一課すことができるのは、商品を返却するための直接費用である。」と規定する。

もっとも、同指令の下、特定の契約はその規制から適用除外とされており、「オークションにより締結された契約」もそれに含まれている（指令3条1項）。だが、同指令では「オークション」という用語の定義を設けなかったために、eBayをはじめとするネットオークションがその定義に含まれるかが加盟国間で争点となった³²⁾。

イギリスでは、同指令6条の定める7営業日以内の消費者の解除権（right to cancel）を定めた上で（規則10条）³³⁾、同指令3条1項の適用除外規定を同規則に履行したが（規則5条（f））³⁴⁾、コモン・ローや個別の制定法において「オークション」の正式な定義がなかったため、オンライン・オー

31) Harvey & Meisel, *infra* note 42, [1.48] at 19.

32) その後、フランスにおいては個別制定法の下、ドイツにおいては判例により、伝統的な公開オークションとオンライン・オークションとを区別し、後者については隔地者間売買を規律するルールに従うとの態度を明らかにしている。Riefa, *infra* note 49, at 18 (n.21), 20 (n.31).

(16) インターネット・オークションはオークションか？

クションが同規則の適用対象となるのか、あるいは、適用除外となるのかをめぐり、学説を中心として見解が分かれた。詳細は項を改めて詳述する。

(d) 2013年消費者契約法規則（情報、解除、追加費用）

その後、ヨーロッパ連合は上記の1997年指令に取って代わる「2011年消費者権利に関するEU指令（以下、2011年指令）」(Directive of the European Parliament on consumer rights, DCR) を採択した。それを受けて、イギリスでは同指令の履行（国内法化）に伴い、上記の2000年規則を廃止し、新たに「2013年消費者契約法（情報、解除、追加費用）規則（以下、2013年規則）」(Consumer Contracts (Information, Cancellation and Additional Charges) Regulations 2013) を制定することになった。

同規則はその第3部「解除権」において、消費者に14日間以内に契約を解除する権利を規定するが（指令9条1項に基づく規則29条1項および30条2項³⁵⁾、当該権利は「公開オークション」で締結された契約には適用されないこととなった（指令16条k号に基づく規則28条1項g号³⁶⁾。「公開オークション」の定義規定も置かれ（指令2条13項に基づく規則5条）、それによれば、「(a) 競売人が運営する透明かつ競争的な入札手続きを通じて物品または役務が事業者から消費者へ提供され、(b) 消費者が参加する

33) 2000年規則10条〔解除権〕：「規則13条を条件として、規則11条および12条で定めた解除期間内に、消費者が供給者に解除の通知をしたときは…、当該解除の通知は契約を解除する効力をもつ。」。なお、物品供給契約の場合における解除期間は「消費者が物品を受領した翌日から7営業日」（2000年規則11条）、役務供給契約の場合における解除期間は「契約を締結した翌日から7営業日」（2000年規則12条）である。

34) 2000年規則5条〔適用除外となる契約〕：「(1) 以下は適用除外となる契約である。すなわち (f) オークションで締結された契約」。

35) 2013年規則29条〔解除権〕：「(1) 消費者は、いかなる理由なしに、また、以下で規定される場合を除いていかなる責任も負うことなしに、解除できる期間の中でいつでも遠隔地および敷地外契約を解除することができる。」

2013年規則30条〔通常の解除期間〕：「(2) …、解除期間は、契約締結の翌日から14日後に終了する。」。

36) 2013年規則28条1項g号：「この部は以下のものに関しては適用されない。
(g) 公開オークションにより締結された契約」。

(89) 56巻2号 (2022. 3)

か、自ら参加する可能性が与えられ、かつ、(c) 落札者は当該物品または役務を購入することに拘束される、という売買の一方法を意味する。】。

従って、クリスティーズやサザビーズなどのオークション施設で実施される公開オークションによる売買については適用除外となり、解除権は認められない。他方で、完全にオンラインのオークションで締結された売買は、同規則の適用範囲に該当し、14日を上限とした解除権が認められることになる。

以上のように、同指令および同規則の下では「公開オークション」と「オンライン・オークション」は明確に区別されることとなった。ただし、オンライン・オークションにおいても、出品者が「事業者」、落札者が「消費者」であることが求められる（いわゆるB2C取引）。ところが、オンライン・オークションは、事業者・消費者の境界線を曖昧にさせるため、その判断が困難な場合もありうる³⁷⁾。

(2) 「ネットオークションはオークションか」をめぐる議論

(a) 学説の見解

イギリスでは前述の1997年指令を国内法化し、2000年規則を制定することになったことを契機に、「インターネット（オンライン）・オークションはオークションか否か」をめぐり、見解の対立が生じた。まず、ネットオークションを公開オークションと同一視する「オークション肯定説」の見解を紹介しよう。次に、伝統的な公開オークションとは区別されるべきとする「オークション否定説」を紹介し、最後に、肯定説とも否定説とも分類しきれない「第三の見解」を紹介する。

(b) オークション肯定説

① 教科書

著名かつ権威あるAtiyahの『物品売買法』は、後人の補訂を受けながら

37) Riefa, *infra* note 49, [3.1.1] at 24 によれば、「eBayや他の仲介プラットフォームでは、…消費者と事業者の間の境界線が問題を引き起こす可能性がある。…。オンライン活動は、消費者と事業者との間の本質的な二者択一を曖昧にした。」。そして、「仲介プラットフォーム上の売主が消費者であることをやめて事業の領域に入る時点を確実に判断するにはどうすればよいか」につき、各国の既存の立法は沈黙したままである。Id [3.1.2] at 26-27.

(18) インターネット・オークションはオークションか？

現在は第13版まで版を重ねているが、前述の1997年指令への言及が現れたのは2001年に出された第10版においてである（この時点ではイギリス法への履行（国内法化）は実現されていなかった）。ただし、第10版では同指令の概要を紹介するに留まり、インターネットを介して行われる物品売買に適用される同指令には適用除外があり、その一つとして「オークション売買」を挙げているに過ぎない³⁸⁾。ところが続く2005年の第11版、2010年の第12版においては、国内法化された2000年規則の概要を紹介するにあたり、「特定の免責事項があり、現在の目的で最も重要なのはオークション売買であり、それにはインターネット・オークションを含むように思われる」との言及が追加された³⁹⁾。

Howells & Weatherillもまた、2005年に出版された『消費者保護法（第2版）』において2000年規則が適用されない契約を列挙する中で「(iv) オークションで締結されたもの（従って、電話オークションやeBayは除外されるだろう）」と言及する⁴⁰⁾。

以上のように、「オークション肯定説」は、まず著名な『売買法』や『消費者保護法』の教科書レベルに散見され、公開オークションとオンライン・オークションとの間に違いはなく、オンライン・オークションもまた1997年指令（また2000年規則）から適用除外になると主張する⁴¹⁾。だが、必ずしも熟慮の上で提起された主張と評価できるものではない。それに対して、以下で紹介するHarvey & Meiselは、オークション法の専門書ということもあり、より踏み込んだ検討を加える。

② Harvey & Meisel

Harvey & Meiselは『オークション法と実務』という専門書の版を重ねる中で⁴²⁾、2006年に出版したその第3版の第1章「オークション売買の発展と経済」に「インターネットのインパクト」という項目を追加し、オンラ

38) P.S. Atiyah & J.N. Adams & H. MacQueen, *The Sale of Goods* (11th edn, Longman 2005) 59.

39) J.N. Adams & H. MacQueen, *Atiyah's Sale of Goods* (12th edn, Longman 2010) 55.

40) G. Howells & S. Weatherill, *Consumer Protection Law* (2nd edn, Ashgate 2005) 370.

41) Riefa, *infra* note 49, [2.1] at 19.

イン・オークションについて検討を加えている。この著者らに向けられた評価として上述のAtiyahおよびHowells & Weatherillの教科書に比べて、「より発展的な見解をもち、eBayは限られた範囲ではあるが競売人として行動する」と考えている、と指摘されている⁴³⁾。

まず、彼らは、「問題は、インターネット上で完全にヴァーチャルに行われたオークションが、本当のところ厳密な意味でのいわゆるオークションであるかどうかという点である」と問い⁴⁴⁾、「その回答次第で、オークションでは買主に適用可能ではない消費者保護が、その買主に適用可能となりうるために重要である」と指摘する⁴⁵⁾。そして、「1977年不公正契約条項法、および、2000年消費者保護（隔地者間売買）規則が、これに関係する可能性がある。」という⁴⁶⁾。

次に、彼らは、オンライン・オークションの代表とも呼べるeBayが自らは競売人ではなく、売主と買主が直接に契約するために引き合わせるためのプラットフォームを提供するだけであると主張していることに疑問を提起し、「eBayは、売主からプラットフォームの使用料および成功した売買に基づく手数料を徴収し、売買に関して売主と買主に助言を提供し、支払い保護と紛争解決に関するサービスを促進しており、限られた範囲ではあるが、競売人として行動していることは、少なくともかなり強く主張されている。彼らが積極的に入札をコントロールしておらず、(バーチャルとは反対の) 実際のハンマーを下ろさないという事実は、キャンドルや郵便オークションにそのような要素がないのと同様に、競売人として行動することを排除するものではない。eBayのようなインターネットオークションサイトが、…付随的な義務や権利を持つ伝統的な意味での競売人ではないとしても、このことが、彼らの関与する売買が、隔地者間売買規則の目的に照らしてオークション売買ではないことを意味するものではない。」と主張する⁴⁷⁾。

42) B. W. Harvey & F. Meisel, *Auctions Law and Practice* (3rd edn, Oxford, 2006) 17.

43) Riefa, *infra* note 49, [2.1] at 19.

44) Harvey & Meisel, *supra* note 42, [1.40] at 17.

45) *Ibid.*

46) *Ibid.*

(20) インターネット・オークションはオークションか？

そして、前述の2000年規則の適用除外規定（5条（f））に「オークションで締結された契約」が含まれていることに言及した上で、「残念なことに、『オークション』という言葉は定義されていないが、競争入札の結果として最高入札者に商品が販売されるプロセスを指すものと理解しうる。従って、eBayや…同様のものを介した上昇入札による売買は適用を除外される」と述べる⁴⁸⁾。

以上のように、Harvey & Meiselは、eBayが伝統的な競売人とは異なることを認識しつつも、手数料の徴収や紛争解決サービスの提供といった点に着目して、限られた範囲で競売人として行動していると主張する。また、オークションとは「競争入札の結果として最高入札者に商品が販売されるプロセス」であり、その意味でネットオークションをオークションであることを否定しないのである。

(c) オークション否定説 - Riefa

① 基本的なスタンス

Riefaは2015年に出版した『消費者保護とオンライン・オークション・プラットフォーム』において、「オンライン・オークションはオークションではない」との主張を一貫して展開する⁴⁹⁾。すなわち、「私は常にeBayは伝統的な競売人ではないと考えてきた。結果的に、英国の諸規則で除外されているのは、実際には公開オークションであり、eBayタイプのオークションではないため、消費者は、撤回権を含む遠隔地売買の諸規定によって保護されるべきだと私は主張してきた。競売人によって組織されないeBayオークションだけではなく、あらゆるオンライン・オークションに関して、これが、私の保持する立場であり、本書において発展させたいことである。』⁵⁰⁾。

② Harvey & Meiselへの批判

そこで、Riefaは、オークション肯定説に立つ上述のHarvey & Meiselの主張への批判を下記のように展開する。すなわち、Harvey & Meiselが、eBay

47) Id. [1.41] at 17.

48) Id.[1.48] at 19.

49) C. Riefa, Consumer Protection and Online Auction Platforms (Ashgate, 2015) 19.

50) Id. [2.1] at 19.

は「限られた範囲ではあるが、競売人として行動する」と見なすことができると主張したことに対して、Riefaは「彼らの分析は、eBayが売主からの料金と成功した売買に対する手数料を請求し、そして同サイトが当事者に助言を提供し、支払い保護と紛争解決を促進するという事実に基づいている。私は決してこの意見を共有しない。…」とした上で、「eBayや他の同様のオンラインオークションサイトは、伝統的な競売人として扱われるべきではない。当事者間に必要な代理関係が欠けている。これは、連合王国の法律では、代理関係に付随する権利と義務は、同意 (consent) と権限 (authority) の両方に依拠しているためである。eBayの売主とウェブサイトの関係では、どちらも特徴付けることができない。」と主張する⁵¹⁾。

③ オークション否定説を採用することの主たる論拠

Riefaは、オンライン・オークションに代理関係が欠如していることの論拠として、自らが「競売人ではない」と宣言する主要なサイトの利用規約を紹介しつつ⁵²⁾、「eBayや他の仲介プラットフォームは、本質的に明白な権限がないために、競売人であることを黙示的に同意したと見なすことはできない。」と結論づける⁵³⁾。また、eBayの運用実態にも着眼し、「eBayの売主らは、伝統的な競売人に通常留保される重要な多くの仕事を引き受けており、それには説明を書くこと、オークションの長さを決めること、オークションをウェブサイト上に機械的に掲示すること、そしていつでもオークションを撤回する権利を保持することが含まれる。結果的に、eBayおよび同じモデルで機能する他のプラットフォームは競売人ではないと結論づけるのは安全のように思われる。」と主張する⁵⁴⁾。

51) Id. [4.1.4] at 41.

52) 『eBayの利用規約 (user agreement)』は、このサイトが『伝統的な競売人ではない』と述べている。また、eBidの利用規約 (terms and conditions) には以下の条項が含まれている。『当社のサイトは、売主がオークションを行い、入札者が売主のオークションに入札するための会場として機能します。我々は買主と売主の間の実際の取引には関与しません。…。eBidと本サービスのユーザーとの間には、代理、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、被用者-雇用者、またはフランチャイザー-フランチャイジーの関係はありません。』。Id. [4.1.4.1] at 41.

53) Id. [4.1.4.1] at 41.

54) Id. [4.1.4.2] at 43.

(22) インターネット・オークションはオークションか？

④ 2011年指令への評価

Riefaは、1997年指令（DSD）が「オークション」を適用除外としたことにつき、「DSDから除外されるべきものは伝統的なオークションであり、eBayや他の種類のオンライン・オークションではない」と主張していたが、2011年指令（DCR）が「公開オークション」の定義規定をおき、それを適用除外としたことを以下のように肯定的に評価する。

「撤回権から除外される公開オークションを定義することによって、立法者は、消費者に、遠隔地で購入する全ての消費者に与えられる保護から恩恵を受けることを明確に可能とし、意識的または無意識的にかかわらず、オンライン・オークションを概念化する立場を私的取り決めによる売買として採用する。オンライン・オークションではオークションプロセスが使用されているが、…、消費者に撤回権を禁じる理由はない。実際、オンライン・オークションは名前だけのオークションであり、メカニズムを借用しているにすぎない。しかし、それらは、公開による伝統的なオークションがするのと同じ法的結果を生み出さないし、またそうすべきではない。」⁵⁵⁾。

⑤ 小括

以上のように、Riefaのネットオークションをオークションではないとする主張は明瞭である。その主たる論拠は、伝統的オークションでは委託者と競売人との間に必ず存在する代理関係とそれに付随する権利・義務が、ネットオークションには欠如している点にある。そして、このような相違点があることは紛れもない事実であり、その意味でHarvey & Meiselに行った批判は説得的であると思われる。しかし、他方で、Riefaは、2011年指令の評価の中で「消費者に撤回権を禁じる理由はない」と主張しているが、これに関しては、オークションが「競争入札の結果として最高入札者に商品が販売されるプロセス」であることの側面を重視していない。この側面については、最後に紹介するRambergの見解においてその重要性が強調されている。

55) Id. [2.2] at 22.

(d) 第三の見解 - Ramberg

① 基本的なスタンス

2002年に出版された『インターネット市場：オークション法とオンライン上の交換』において⁵⁶⁾、その著者Rambergは「序文」の中で、本書の目的を以下のように述べている。「予想されるビジネスモデルの変化が同様に法の変化をも意味するのかどうかを検証する」、「インターネット市場で締結される取引の増加が…ビジネスモデルと法の変化を促すと信じる」と⁵⁷⁾。

著者はオークションに関わる諸問題全般を論じているが、本稿では2つの論点に絞って著者の見解を整理しよう。第一に、総論的に著者が「オークション」をどのように捉えているかについてであり、第二に、各論的に(本研究のテーマである)落札前の撤回権、落札後の解除権についての著者の見解についてである。

② 総論的な見解

第一に、総論的に著者が「オークション」をどのように捉えているかを検討する。著者は、「この研究では、オークションと取引に基づく価格メカニズムの基本的な特徴のいくつかを説明し、これが一般的な取引法にどのような影響を与えるかを分析する。」⁵⁸⁾。そして、ある取引を法的な意味で「オークション」として定義できるかどうかを判断するのは必ずしも容易ではなく⁵⁹⁾、「オークション」という用語の法的定義を提供することは難しいと指摘するが⁶⁰⁾、曖昧さは残るものの「オークションには利害関係者間の競争が含まれ、入札手続きが終了する特定の瞬間がある」と結論づける⁶¹⁾。

前半部分の「競争」については「ある手続きがオークションを構成するかどうかを決定する重要な要素は、実務上は、複数の入札者が参加できるかどうかである」とし⁶²⁾、後半部分の「入札手続きが終了する特定の瞬間」

56) C.Ramberg, *Internet Marketplaces: The Law of Auctions and Exchange Online* (Oxford, 2002).

57) Id. [Preface].

58) Id. [1.32] at 10.

59) Id. [4.02] at 36.

60) Id. [4.05] at 36.

61) Id. [4.50] at 47.

62) Id. [4.60] at 49.

(24) インターネット・オークションはオークションか？

については、「落札の決定が行われなければならないという事実は、オークションの重要な特徴である。落札の決定における競売人の役割の結果として、彼は間違った決定をした場合にも責任を負う。」と指摘する⁶³⁾。

そして、この落札については、「落札の決定が人間（ヒューマンエラー）または機械（欠陥）のどちらによって行われるかに関係なく、まったく同じ性質のものである」とし、「オークションの定義に人間の競売人という前提条件を含める必要はない」とする⁶⁴⁾。また、「ハンマーまたは他のツールの使用の重要性は、ツールそれ自体にあるのではないが、ハンマーが落ちたことにより、取引が終了する時点が完全に明確になる。オークションでは、契約が成立するかどうか、またどの価格で成立するかについて不確実性がないことが不可欠である。このような確実性は、さまざまな手段で確立しうる。技術プログラムは、落札者が誰で、どの価格であるかによって、契約が成立した明確な時点を提示する場合、従来のハンマーの落下によって達成された根本的な目的が技術的に解決される。オークションの重要な前提条件は、そのプロセスが終了する明確な瞬間があることである。』⁶⁵⁾。

以上のように、「オークション」という取引形態に内在する前提条件となりうる特徴を抽出して、伝統的またオンラインによるオークションを等置して検討するのがこの著者のスタンスである。著者はこのような思考法を採る裏づけとして、「1996年UNCITRAL電子商取引モデル法」で考案された「機能的相当性」（‘functional equivalence’）と呼ばれるアプローチを紹介する⁶⁶⁾。そして、「このモデル法には、書面、署名、文書、特に原本に関する条文がいくつか置かれている（第6～10条）。これらの用語に関連して、このモデル法は法的要件の根底にある目的が何であるかを特定している。第

63) Id. [4.71] at 51.

64) Id. [4.71] at 52.

65) Id. [4.72] at 52.

66) Id. [4.85] at 55. 円谷峻「電子商取引に関する新たな規律－アンシトラル・モデル法における機能的相当性のアプローチ－」横浜国際経済法学第7巻第2号（1999年）55頁によれば、機能的相当性といわれるアプローチとは「紙文書に基づいた伝統的な要件の目的または機能が電子商取引の技術を通じてどのように満たされるかを決定するという観点のもとで、その目的と機能を分析することに基づいている」。

5条で導入された一般的な機能的相当性のアプローチは、『場所』（‘place’）、『存在』（‘presence’）また『オークション』（‘auction’）など、モデル法で特に扱われていない他の用語にも適用できる。」と論じている⁶⁷⁾。

③ 各論的な見解 - 撤回権と解除権を中心に

第二に、各論的に、本稿で焦点を当てる落札前の撤回権、落札後の解除権について著者の見解を検討する。まず、撤回権を論じるにあたり、その前提として、オークションにおける「契約の成立」について著者は以下のように論じる。「オークションに申込と承諾の理論を適用しようとするのは実に無益である。」⁶⁸⁾、「オークションでの入札の撤回を規制する明示的な法律がない国では、慣行が重要な法源になる。明確な慣行がない場合、契約法に関する一般法に頼らなければならない。これにより、オークション取引のどの行為が申込を構成し、どの行為が承諾を構成するかを確立するという問題を導くことがよくある。」⁶⁹⁾。

次に、落札前の撤回について、著者は「一般論としてはオークションでの誘引と入札は撤回されないことが重要である」と述べる一方で⁷⁰⁾、「個々の観点から、電子オークションで撤回された誘引が潜在的な入札者に重大な損害を与えることはほとんどない」との理由で⁷¹⁾、「基本的な立場として入札の撤回を許容すべきだと考えている」と言う⁷²⁾。

それに対して、落札後の解除権について、著者は否定的な見解を示す。すなわち、「解除が許容されると、価格設定メカニズムが破壊されるという大きなリスクがある。解除する権利がある場合、入札者は高い入札を行う際にリスクを負わない。これが頻繁になる場合、プロセス全体がリスクにさらされる。そのため、撤回よりも解除に関してははるかにしっかりした見方をする必要があり。…市場のルールが機関としてのオークションの価格設定メカニズムをサポートし、そのルールが価格操作のリスクおよびオークション手続における信託と信頼の損失のリスクからオークションを保護

67) Id. [4.86] at 56.

68) Id. [8.04] at 94.

69) Id. [8.05] at 95.

70) Id. [8.10] at 96.

71) Id. [8.15] at 98.

72) Id. [8.46] at 106.

(26) インターネット・オークションはオークションか？

することが重要である。」と⁷³⁾。続けて、以下のことも主張する。「…解除すると、オークションによっては他のオークションよりも多くの問題が発生する。一般的に、解除を許容するすべてのオークションでは、入札者が後で常に気が変わる可能性があることを知っているため、入札者が入札を慎重に検討しないというリスクがある。このような非コミット感は、オークションのメカニズム全体を破壊する可能性がある。」と⁷⁴⁾。

④ 小括

以上のように、Rambergの見解の特徴として挙げられるのは、インターネット市場における取引形態やビジネスモデルをまず直視し、そこで見出される変化が既存の取引法に変化を迫るものか否かを検証するというスタンスである。そして、総論部分で論じられたように「オークションには利害関係者間の競争が含まれ、入札手続きが終了する特定の瞬間がある」との定義づけから出発して、それは伝統的オークションにもネットオークションにも等しく見出される前提条件であると主張する。立場的には、オークション肯定説に近いとも解することができよう。また、落札前の撤回権と落札後の解除権に焦点を当てた各論部分では、「価格設定メカニズムが破壊される大きなリスクがある」として、とりわけ落札後の解除権を認めることに懐疑的である。

4. 日本法における議論状況

(1) 『電子商取引及び情報財取引等に関する準則』について

平成14年(2002年)3月に策定された「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下「準則」)は⁷⁵⁾、「取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて」⁷⁶⁾、ほぼ毎年改訂されている。令和元年(2019年)12月に改訂された準則の「はじめに」によれば、その目的は「電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関

73) Id. [8.71] at 112.

74) Id. [8.72] at 112.

75) 平成19年(2007年)3月に現在の名称に変更された。それ以前の名称は「電子商取引等に関する準則」である。

係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の
 予見可能性を高め、取引の円滑化に資すること」にある⁷⁷⁾。

インターネット・オークションに関する論点は、平成15年（2003年）6
 月に同準則に追加され、その後も少しずつ改訂が行われている。平成28年
 （2016年）6月の改訂では、表題が「ユーザー間取引（インターネット・オー
 クション、フリマサービス等）」に変更され⁷⁸⁾、検討対象もネットオークシ
 ョンに限らないユーザー間取引全般に拡張されている⁷⁹⁾。以下では、本論文
 の目的に即した形で、令和元年の準則においてネットオークションをめぐ
 る諸論点とそれに関する法解釈の指針がどのように定められているかを確
 認しよう⁸⁰⁾。

（2）出品者・落札者間の売買契約に関わる規律

まず、契約の成立時期につき、「インターネット・オークションには様々
 な形態があり、一概には断定できないが、当事者の意思が入札期間の終了
 時点（オークション終了時点）での条件に拘束されることを前提に取引に
 参加していると認められるときには、入札期間の終了時点で出品者の提示
 していた落札条件を満たす落札者との間で売買契約が成立したと評価する
 ことができる。」とする⁸¹⁾。

76) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

<<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191219003/20191219003-1.pdf>>

（アクセス年月日：2021年12月28日）

77) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則（令和元年12月）」（以下「令和元
 年準則」という）

<<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191219003/20191219003-2.pdf>>

（アクセス年月日：2021年12月28日）

78) フリマサービスとは「ユーザー同士が、スマートフォン等の端末を使用して
 自らの保有する物品等の売買を行うサービス」のことであるが、「もとより、イン
 ターネット・オークションも、フリマサービスも、プラットフォームを介し
 て行われるユーザー間の取引であるという法的構造において共通している。」こ
 とが変更の理由とされる。松本恒雄編『別冊NBL/No.158 平成28年版 電子商
 取引及び情報財取引等に関する準則と解説』（商事法務、2016年）30頁。

79) 従って、本稿の問題意識にある「オークションの特性に着目する」という視
 点は同準則において採用されていない。

(28) インターネット・オークションはオークションか？

次に、取引当事者間の法的関係については、「インターネット・オークション、フリマサービス等、売買契約の成立に至るサービスの種類を問わず、当事者間の法的関係については従来の取引と何ら変わるところはないのであって、一般の売買契約の原則がそのまま適用される。」とした上で、「いったん成立した契約でも、当事者の認識と売買の実態に食い違いがあった場合等一定の場合には、その契約をなかったことにしたり、他の商品と交換してもらったり、損害を賠償してもらったりすることがありうる。」とする⁸²⁾。

さらに、売主に対する業規制として、特定商取引法、景品表示法および古物営業法への言及がある⁸³⁾。第一に、事業者が販売を行うネットオークションも特定商取引法上の通信販売に該当するとし、当該事業者には同法の広告表示・誇大広告禁止義務が課される⁸⁴⁾。第二に、事業者がプラットフォームに参加して一般消費者に物品を売買する場合は、インターネットを利用したBtoC取引の一類型となるため、景品表示法5条が定める不当な表示が禁止される⁸⁵⁾。第三に、ネットオークションその他プラットフォームを利用して古物売買等の営業を行う者は古物営業法の下で古物商の許可を受

80) 以下で引用するのは令和元年準則・前掲注(77)である。なお、本稿の検討対象ではないが、学界において注目される「ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任」につき、令和元年準則は「I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任(最終改訂:平成30年7月)」76頁以下で以下のように定める。まず、当該事業者が取引に実質的に関与しない場合には、当該事業者は「サービス運営事業者が、単に個人間の取引仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に実質的に関与しない場合は、ユーザー間の取引によって生じた損害について、サービス運営事業者は原則として責任を負わない。」(76頁)とする一方で、「サービス運営事業者はユーザー間の取引行為にかかる情報が仲介されるインフラシステムを提供していることから、一定の場合にはサービス運営事業者に責任を認める余地がある。」(78頁)とする。次に、当該事業者が取引に実質的に関与する場合には、「サービス運営事業者が、自らが提供するシステムを利用したユーザー間取引に、単なる仲介システムの提供を越えて実質的に関与する場合は、その役割に応じて責任を負う可能性がある。」とする(76頁)。

81) 令和元年準則・前掲注(77)「I-7-3 インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期(最終改訂:平成28年6月)」87頁。

けなければならない⁸⁶⁾。

(3) 「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力について

同準則において「ユーザー間取引」の論点の一つとして、以下のような問題提起が出されている。「ユーザー間取引プラットフォームを介した取引において、売主が出品アイテムに関し、『ノークレーム・ノーリターンでお願いします。』等と記載されており、買主はこれに同意の上入札・落札することがある。このような場合に、買主は、商品につきクレームや返品をすることが可能か。」と⁸⁷⁾。

これに対して、同準則は、「ユーザー間取引においても、売主が事業者に該当するといえる場合に商品を出品する際には、特定商取引法によって、法定返品に関する事項…がある場合の当該特約を広告上に表示することが義務づけられており(…)、返品に関する表示については、それが法定返品権の特約表示であるのか…を明確にする必要があるとされている。」と説明する⁸⁸⁾。

82) 令和元年準則・前掲注(77)「I-7-2 取引当事者間の法的関係(最終改訂:平成28年6月)」82頁。

なお、2017年民法(債権法)改正は反映されておらず、契約の無効が主張できる場合(錯誤)、売買契約を取り消せる場合(詐欺、未成年者による売買)、売買契約を解除できる場合(売主による不履行、瑕疵担保責任、合意解除など)、他の商品と交換できる場合(不特定物の場合)、修理をしてもらえる場合(不特定物に対する完全履行請求)、損害賠償をしてもらえる場合(瑕疵担保責任、債務不履行責任)を挙げている。

83) 令和元年準則・前掲注(77)「I-7-5 売主に対する業規制(最終改訂:平成28年6月)」。

84) 令和元年準則・前掲注(77)91-92頁。

85) 令和元年準則・前掲注(77)95頁。

86) 令和元年準則・前掲注(77)95頁。なお、「インターネット・オークションにおいてサービス運営事業者自身が取引の当事者とはならない場合には、『古物商』や『古物市場主』に該当しないものと解される。」

87) 令和元年準則・前掲注(77)「I-7-4『ノークレーム・ノーリターン』特約の効力(最終改訂:平成29年6月)89頁。

88) 令和元年準則・前掲注(77)89頁。

(30) インターネット・オークションはオークションか？

法定返品権とは、特定商取引法上の「通信販売」(同法第2条)に関して、「広告に返品特約が付されていない商品又は指定権利の販売については、一定の条件のもと返品(売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除)をすること」を内容とし、「返品の可否や条件については、消費者にとって容易に認識することができるように表示することで、販売者が自由に決定することができる。」(同法第15条の3)⁸⁹⁾。従って、同法の下で「訪問販売」等に適用されるクーリング・オフ制度とは異なり(同法第9条等)、一定期間内に無条件に解約できるわけではない。また、法定返品権の行使方法(意思表示の方法)は口頭・書面を問わないとされ⁹⁰⁾、さらに効果の面でも、「契約解除や申込みの撤回によって販売業者に損失が生じた場合には、購入者に損害賠償や違約金の請求をすることなども妨げられない」とされる⁹¹⁾。

前述のように、同準則によれば、事業者が販売を行うネットオークションも特定商取引法上の通信販売に該当し、このことは、消費者庁が令和2年(2020年)に公表したガイドラインでも確認されている⁹²⁾。従って、ネットオークションにおいて、販売業者たる出品者が「ノークレーム・ノーリターン」特約を容易に認識できるように表示している限りで、消費者たる落札

89) 令和元年準則・前掲注(77)「I-5 インターネット通販における返品(最終改訂:平成29年6月)」67頁。

90) 令和元年準則・前掲注(77) 68頁。

91) 令和元年準則・前掲注(77) 70頁。

92) 消費者庁「インターネット・オークションにおける『販売業者』に係るガイドライン」(令和2年6月29日付け) 1頁によれば、「インターネット上で申込を受けて行う商品等の販売は、オークションも含めて特定商取引法上の通信販売に該当する。したがって、インターネット・オークションを通じて商品等を販売する事業者には、特定商取引法の必要的広告表示事項の表示及び誇大広告等の禁止等の義務が課されており、違反した場合は行政処分や罰則の適用を受ける。」。また、「インターネット・オークションは、これまで消費者でしかなかった個人が容易に販売業者になることができるというシステムであるが、個人であっても販売業者に該当する場合には、特定商取引法の規制対象となることに注意が必要である。」。

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_200331_01.pdf>
(アクセス年月日:2021年12月28日)

者は入札後の撤回や落札後の解除はできなくなる。そして、同準則は「このような特約を定めること自体は原則有効である」としつつ、「ただし、あらゆる場合においてこのような特約が効力を有するとは限らず、出品者が出品物の全部又は一部が他人に属すること、数量が不足していること、出品物に瑕疵（…）があること等を自ら知っているにもかかわらず、これを入札者・購入者に告げないで取引した場合にまで、売主に免責を認めるものではない。」「また、具体的事情により錯誤による無効（…）詐欺による取消し（…）が認められる可能性がある。」と説明する⁹³⁾。

法定返品権の制度は、EU指令やイギリスの規則で立法化された解除権とは異なり、落札者が一定期間内に無条件に解除できる制度ではない。そのため、わが国のネットオークションにおいて、ノークレーム・ノーリターン特約の有効性を原則として認めた上で、特定商取引法上の法定返品権が行使される場合には、オークションの前提条件である価格設定メカニズムが脅かされる可能性は低いであろう⁹⁴⁾。

5. 結語

本稿で取り上げたテーマは、通信技術の発展を前提にした新たな契約事象に直面した際、我々はそのどの側面に着目してその規律のあり方を模索していけばよいかを考えさせるものである。インターネット・オークションは伝統的なオークションの延長線上にあるものか、それとも、それとは別物と捉えるべきものなのか。

まず、「オークションの歴史・種類・契約構造」で論じたように、伝統的オークションに基づく売買契約それ自体は紀元前から続くものであり、やがてイギリス式と呼ばれる「競り上げ値付け方式」が定着し、かつ主流となり、1990年代以降に登場したネットオークションでも同方式が採られて

93) 令和元年準則・前掲注(77)90頁。なお、2017年改正前の民法を前提とした記述である。

94) なお、ネットオークションでは、出品者が販売業者と評価されない場合には特定商取引法は適用されないため、事業者と消費者の境界線が曖昧となるネットオークションではその判断が困難な場合もあり得る（前掲注(37)参照）。

(32) インターネット・オークションはオークションか？

いる。売主と買主とのオークションによる売買契約において「競争原理に基づく価格決定のメカニズム」を採ることも両オークションにおいて共通する。異なるのは、売主（委託者あるいは出品者）と競売人あるいはサービス運営事業者との契約関係である。伝統的オークションにおいては、競売人は専門家として高度な信認義務・注意義務を負うのに対して、ネットオークションにおいては、サービス運営事業者は、基本的には「取引の場（プラットフォーム）」を提供するにすぎず、原則として、その「取引の場」を健全に維持・管理する程度での義務（いわゆる「システム構築義務」）しか負わない。

この両オークションにみられる共通点と相違点のいずれを重視するかによって、ネットオークションの捉え方も異なってくる。「イギリス法における議論状況」で論じたように、イギリスでは、1997年指令の2000年規則への国内法化において、その規制から適用除外とされる「オークション」にネットオークションが含まれるか否かの議論が生じた。2011年指令および2013年規則では、14日間を上限とした解除権を付与することの適用除外は「公開オークション」に限定されることとなった。ここに至って「公開オークション」と「ネット（オンライン）オークション」が明確に区別されることとなった。しかし、ネットオークションにおいて上述の解除権が認められるのは落札者が消費者、出品者が事業者というB2C取引の場合に限られる。そして、ネット上では事業者と消費者の境界線が曖昧であり、その判断が困難であるという問題も依然として残されている。

そして、この指令のイギリス法への国内法化を契機として「インターネット・オークションはオークションか？」の議論が生じたわけだが、結局のところ、両オークションにみられる共通点を重視する立場は、これらを同一視し（オークション肯定説）、相違点を重視する立場はそれらを別物として区別する（オークション否定説）。なお、第三の見解として、インターネット市場における取引形態やビジネスモデルをまず直視し、そこで見出される変化が既存の取引法に変化を迫るものか否かを検証するものがある。それによれば、オークションには、その前提条件となる特徴として「利害関係者間の競争が含まれ、入札手続きが終了する特定の瞬間がある」。そして、この特徴は両オークションに等しく妥当するものであり、結果的に、ネットオークションにおいて落札後の解除権を付与することは、オークション

の前提条件である「価格設定メカニズムが破壊される大きなリスク」を生じさせる。

翻って、「日本法における議論状況」はどうか。本稿では、令和元年準則に提示されている諸論点と法解釈の指針を中心に、わが国の現状把握を行ったが、ネットオークションを伝統的オークションとの連続性、延長線上で捉えるという姿勢は見られない。むしろ、ネットオークションは、「ユーザー間取引」の一つの形態として扱われ（準則）、また、特定商取引法上の「通信販売」に該当すると理解されている。わが国では、イギリスにおいて発展してきたような伝統的なオークションが定着していないことに起因するのだろうが、それでも「利害関係者間の競争が含まれ、入札手続きが終了する特定の瞬間がある」というオークションに特有の前提条件は、ネットオークションの場合にも等しく当てはまることは認識しておくべきである。

その上で、イギリスで論じられてきた落札後の解除権に類似する制度は、わが国の特定商取引法の下、「通信販売」（同法第2条）における法定返品権（同法第15条の3）であろう。それによれば、出品者が「ノークレーム・ノーリターン」特約を容易に認識できるように表示している限りで、落札者は入札後の撤回や落札後の解除はできなくなる（ただし、出品者が販売業者ではない場合には同法は適用されない）。これは、EU指令やイギリスの規則で立法化された解除権とは異なり、落札者が一定期間内に無条件に解除できる制度ではないため、ネットオークションにおいて法定返品権が行使されても、オークションの前提条件である価格設定メカニズムが脅かされる可能性は低い。

私見としては、ネットオークションとは、競争的要素を含んだ価格決定に特徴がある売買契約であるとの認識の下、「第三の見解」を支持したい。もっとも、オークション取引をめぐる紛争は多種多様であり、個別の紛争ごとに検討していくべきであろう。例えば、オークション否定説が重視するように、伝統的オークションハウスの競売人と、ネットオークションの場を提供するサービス運営事業者の法的な地位が異なるのは明らかであるから、いわゆるシステム構築責任をはじめとするプラットフォームの責任論は、従来の競売人の責任論とは区別して、別途追求されるべき問題である。他方で、本稿で取り上げた「落札後の解除権を認めるか否か」の問題

(34) インターネット・オークションはオークションか？

については、伝統的オークションと同様に、ネットオークションにおいても、落札後の解除権が許容されると、価格設定メカニズムが破壊されるという大きなリスクがあることは否めない。この問題に関しては、両オークションは前提条件を共有しており、落札者による撤回権や落札後の解除権を安易に認めることには慎重であるべきだと考える。